する告示 新旧対照表 する告示 新旧対照表 (平成三十一年総務省告示第四百七十一号)の一部を改正○ 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件(平成二十一年総務省告示第四百七十一号)の一部を改正

农 旧聚	
第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。)を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備(法第四条一日3E電波又はJ3E電波ニ六・一肌を超え二八 때以下の周波数	
波数を使用する空中線電力 ワット以下の適合表示無線設備 人二口電波又は人三日電波に六・一七五 肌を超え二八 肌以下の周	
数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備11 4二口電波又は4三日電波二九・七五 呱を超え四一 凪以下の周波	数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備 女二口電波又は女三巨電波二九・七五 恥を超え四一 쌔以下の周波
無線設備と五肌以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示四 女二口電波又は女三巨電波一五四・六七五 肌を超え一六二・〇三	無線設備と五ឃ以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示11 丸二口電波又は丸三巨電波一五四・六七五 肌を超え一六二・〇三
備える無線設備	備える無線設備図 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を
周波数を使用する空中線電力ニ五ワット以下の適合表示無線設備人 「五日電波又はF三日電波 五六 眦 を超え 五七・四五 眦 以下の	周波数を使用する空中線電力ニ五ワット以下の適合表示無線設備工 FニB電波又はF三E電波一五六 呱を超え一五七・四五 凪 以下の
する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備	する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備人 F三日電波三五一・九 胍 を超え三六四・二胍 以下の周波数を使用
条の五に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下 ソーダー(検定規則による型式検定に合格したもの(施行規則第十	線設備に限る。) 【 と し と と の で と で の で で で の で で で で の で で で の で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の で の の の の の の の の の の の の の

同じ。) 又は歯合表示無線設備に限る。)

- **札 簡易型船舶自動識別装置(適合表示無線設備に限る。)**
- 無線設備(適合表示無線設備に限る。) 十 デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の
- る。) 十一 双方向無線電話(検定規則による型式検定に合格したものに限
- たものに限る。) 十二 衛星非常用位置指示無線標識(検定規則による型式検定に合格し
- 合格したものに限る。) <u>十三</u> 捜索救助用レーダートランスポンダ (検定規則による型式検定に
- たものに限る。) 十四 捜索救助用位置指示送信装置(検定規則による型式検定に合格し
- - ① 船上通信設備 (適合表示無線設備に限る。)
 - 22 無線方位測定機
 - め インマルサット 高機能 グループ 呼出受信
 - ずジタル選択呼出専用受信機
 - ⑤ ナブテックス受信機
 - ② 地上無線転法装置
 - C 衛星航法装置
 - ⊗ 切から 「まで以外の 受信設備

- 人 簡易型船舶自動識別装置(適合表示無線設備に限る。)
- 無線設備(適合表示無線設備に限る。) 、デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の
- → 双方向無線電話(検定規則による型式検定に合格したものに限る。)
- たものに限る。) 十一 衛星非常用位置指示無線標識(検定規則による型式検定に合格し
- 合格したものに限る。) 十二 捜索教助用レーダートランスポンダ(検定規則による型式検定に
- たものに限る。) 十三 捜索救助用位置指示送信装置(検定規則による型式検定に合格し
- 十四 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設

靊

- ① 船上通信設備(適合表示無線設備に限る。)
- ② 無線方位測定機
- め、インマルサット 高機能 グループ 呼出受信機
- ④ デジタル選択呼出専用受信機
- ら ナブテックス受信機
- ⑥ 地上無線航法装置
- C 衛星航法装置
- ②からつまで以外の受信設備

正後の設備規則の規定に適合するもの則の規定に適合する無線設備であって、平成十七年改正省令による改九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規十六 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十

正後の設備規則の規定に適合するもの則の規定に適合するもの則の規定に適合する無線設備であって、平成十七年改正省令による改九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規十五 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十

野門

この告示は、公布の日から施行する。